

提供日 2014/10/03

タイトル 「野生きのこ」の出荷制限区域等における放射性物質検査の結果について

担当 健康福祉部 生活衛生局衛生課

連絡先 健康福祉部 生活衛生局衛生課

経済産業部 農林業局林業振興課

TEL 054-221-2429

054-221-2667



富士山周辺地域（御殿場市、小山町、裾野市、富士市、富士宮市）の「野生きのこ」13検体について、放射性物質の検査を実施したところ、御殿場市、富士市及び裾野市で採取された野生きのこ5検体から、食品衛生法の基準値100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されました。

裾野市の野生きのこについては、今回の検査において初めて基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、本日国に報告するとともに、当分の間、裾野市及び関係事業者等に対して、採取、摂取及び出荷を控えるよう要請しました。

また、御殿場市、小山町、富士市及び富士宮市の野生きのこについては、原子力災害対策特別措置法に基づき国から出荷制限の指示が出されていることから、引き続き御殿場市、小山町、富士市、富士宮市及び関係事業者等に対し、野生きのこの採取、摂取及び出荷を控えるよう改めて本日要請しました。

検査結果

番号	品目	採取市町	採取日	放射性セシウム検査結果(Bq/kg)		
				134	137	合計
1	ハナイグチ	御殿場市	9月30日	18.5	94.7	<u>110</u>
2	スギタケモドキ	御殿場市	9月30日	4.65	12.4	17
3	ヌメリスギタケモドキ	御殿場市	9月30日	5.5未満	18.5	19
4	ナラタケ	小山町	9月30日	4.3未満	22.9	23
5	キハツタケ	裾野市	9月30日	68.1	258	<u>330</u>
6	ナラタケ	裾野市	9月30日	5.42	26.9	32
7	アカモミタケ	裾野市	9月30日	48.4	194	<u>240</u>
8	シロヌメリイグチ	富士市	9月29日	12.4	104	<u>120</u>
9	ナラタケ	富士市	9月29日	5.1未満	14.1	14
10	ハナイグチ	富士市	9月29日	52.8	308	<u>360</u>
11	ナラタケ	富士宮市	9月29日	7.26	20.8	28
12	カヤタケ	富士宮市	9月29日	13.0	36.5	50
13	カワムラフウセンタケ	富士宮市	9月29日	14.3	45.0	59

・検査機関：静岡県中部健康福祉センター化学検査課

・検出機器：ゲルマニウム半導体検出器

・検査結果の「〇〇未満」：検出限界未満（検出せず）の意味

・放射性セシウムの合計：セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

・一般食品の基準値 100Bq/kg

指 示

平成26年10月7日

静岡県知事
川勝 平太 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年10月3日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

静岡県富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

出荷制限指示後の管理の考え方

—野生きのこ—

野生きのこの出荷管理については、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市及び小山町（以下「関係市町」という。）と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合に、速やかに是正措置を講じる。

1 出荷制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、関係市町の協力を得て、当該市町内で発生した野生きのこを採取する者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、関係市町及び関係団体と連携して巡回指導を行う。

(2) 流通対策

県は、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、出荷制限区域内で採取された野生きのこの流通・販売を行わないよう要請するとともに、関係市町及び関係団体と連携して、流通・販売拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上の通信販売について監視を行い、出荷制限区域内で採取された野生きのこが販売されていないかを確認する。

2 出荷制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

県は、出荷制限区域外で採取された野生きのこについては、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、産地の市町村名を表示するとともに、入荷先、販売先の記録を保存するよう周知徹底する。

また、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取組が確実に行われるよう、巡回指導を関係市町及び関係団体と連携して行う。